

## 福岡市私立高等学校補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、私立学校法(昭和24年法律第270号)による学校法人で市内に高等学校を設置するものに対し、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第10条の規定に基づき、私立高等学校教育設備整備事業にかかる経費を補助することにより、本市の高等学校教育の振興を図ることを目的とし、その交付に関しては、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)及びこの要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、私立学校法により市内に高等学校を設置する学校法人(以下「学校法人」という。)とし、次に掲げる要件に該当しなければならない。

(1)本市の市税を滞納していないこと。

### (補助事業)

第3条 補助の対象となる事業は、教育設備整備事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、直接教育の用に供する設備の整備及び備品の購入に要する経費等並びに教職員の研修事業に要する経費とする。

2 補助対象経費に占める教職員の研修事業に要する経費の割合は、別に定める。

### (補助額算定の基準)

第5条 第3条に定める補助事業における各学校ごとの補助額は別に定める基準による。

### (補助金の申請)

第6条 学校法人は、この補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書に別に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1)教育設備整備等事業計画書
- (2)当該年度予算書、及び前年度決算書
- (3)当該学校法人が設置する学校の学級数、在籍児童生徒数及び学則
- (4)市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
- (5)その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号に規定する証明書は、申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。ただし、市長が申請者の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認できる場合は、証明書の提出を要さない。

### (交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により提出された補助金申請書の内容を審査し、必要があるときは調査を行い、補助金の交付を適当と認めるときはその額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

### (実績報告)

第8条 学校法人は、実績報告書に次の書類を添えて、当該年度終了後30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1)教育設備整備等事業報告書
- (2)事業の経過または成果を証する書類

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金を受けた学校法人が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金交付の内容またはこれに付した条件に違反したとき、あるいは提出書類に虚偽の記載があったときは、補助金交付決定の全部または一部を取消することができる。

2 市長は、前項の場合、既に補助金が交付されているときは、当該取消に係る部分の補助金を期限を定めて返還させるものとする。

(補助金交付の方法)

第10条 補助金の交付は全額前金払とする。

附 則

1 この要綱は、昭和50年10月8日から施行し、改正後の第4条の規定については昭和52年6月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、補助金の終期にあたっては、補助金のあり方、効果、継続の必要性等について検証を行うものとする。

## 福岡市私立高等学校補助金交付要綱の実施細目について

福岡市私立高等学校補助金交付要綱の一部改正に伴い、その施行について必要な細目を次のとおり定める。

福岡市私立高等学校補助金交付要綱の第4条第2項の補助対象経費に占める教職員の研修事業に要する経費の割合については、補助対象経費の50%未満とする。

## 福岡市私立高等学校補助金の各学校補助額算定基準

福岡市私立高等学校補助金交付要綱第5条に規定する各学校ごとの補助金算定の基準については、下記により算定される補助予定額と、補助申請額のいずれか低い額を補助金額とする。

### 記

#### 1 補助予定額の算定

##### (1) 算定の基準

算定の基準は学校を単位とする均等割(以下「学校割」という。)と各学校ごとの生徒数に応じた額(以下「生徒数割」という。)との合算額とする。

##### (2) 単位

各学校ごとの補助予定額は、千円単位とする。

なお、補助予定額の千円未満の額については、千円未満の多い学校、及び同額については、生徒数の多い学校の順により調整する。

##### (3) 算定の方法

###### ア 学校割

学校割は、予算措置額を限度とする補助予定総額の30%にあたる額を学校数で除した額とする。

###### イ 生徒数割

生徒数割は、予算措置額を限度とする補助予定総額の70%にあたる額を生徒数で除して得た額に当該学校の生徒数を乗じた額とする。ただし、生徒数が許可定員数を超える場合は、許可定員数とする。

なお、生徒数は毎年5月1日現在の在籍生徒数とする。